

1. ブラック企業重点対策の結果は～8割を超える事業場に法違反

本年9月に、厚生労働省は「若者の『使い捨て』が疑われる企業」いわゆるブラック企業への対応を強化するとして、これらの企業に対して主に過重労働の重点的な監督(以下、「重点監督」)を実施しました。本事務所だよりでも先日お伝えしましたが、この結果について今月17日に発表がありました。

結果の概要をみると、重点監督を実施した事業所は5,111事業場で、82%にあたる4,189事業場に何らかの労働基準関係法令違反がありました。この重点監督は、電話相談をはじめ寄せられた情報の中から、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して監督の対象としたこともあって違反事業所の割合が高くなった(平成24年の定期監督等での比率は68.4%)、とされています。また、同時期に、重点監督以外に申告による申告監督も2,094事業場に対し実施されました。

重点監督における違反の内容をみると、36協定なく時間外労働を行っている・36協定に定める限度時間を超えているといった労働時間に関する違反が2,241事業場でもっとも高く、賃金不払残業が1,221事業場、長時間労働による医師の面接指導の未実施など健康障害防止対策関連での違反が71事業場と続いています。具体的事例では、「長時間労働等による精神障害の労災請求があった事業場で、その後も月80時間を超える時間外労働があり、医師の面接指導実績がない」「社員の7割(半数が20代)を労基法41条の管理監督者扱いし、時間外労働に関わる割増賃金を支払っていない」「商品売上や在庫管理状況が不良の場合に基本給を減額し、基本給の一部の支払がない(労基法16条賠償予定の禁止等に抵触)」「約1年にわたる賃金の不払い」などが挙げられています。

なお、是正がない事業場については送検も視野に入れた対応をし、また、「今後とも、引き続き、若者の『使い捨て』が疑われる企業等に対し、監督指導をしっかりと行っていきます。」ということです。



2. 月 60 時間超の時間外労働の割増率

平成 22 年 4 月に労働基準法が改正され、1 か月 60 時間超えの法定時間外労働に対する割増率は、50%以上とすることが義務化されましたが、中小企業については、その適用を猶予され、施行後3年を経過した段階で検討することとされました。この猶予措置について、今後どのようになるかは未だ決まっていますが、厚生労働省から、現在の状況を調査した結果(平成 25 年度労働時間等総合実態調査)が発表されましたのでご紹介します。なお、この調査は、全国 11,575 事業場を対象に、労働基準監督署の労働基準監督官が 2013 年の4月から6月にかけて訪問調査を行ったものです。1 か月 60 時間超えの法定時間外労働に適用している割増率については、大企業ではその 91%が 50%以上の割増率を適用(残りは 25%)していましたが、中小企業では9%にとどまり、25%超の割増率が 11%、25%の割増率が 88%となっています。

ところで、月 45 時間超の時間外労働を行っている事業所の割合ですが、大企業で 17%、中小企業では9%となっており、そのうち 60 時間超となるのは、大企業で8%、中小企業で4%、80 時間超となるのは、大企業で3%、中小企業で2%、100 時間超となるのは、大企業、中小企業ともに1%となっています。なお、中小企業とは、①資本金額、出資総額が、小売業とサービス業は 5,000 万円以下、卸売業は1億円以下、その他3億円以下、または、②常用雇労働者数が小売業は 50 人以下、サービス業と卸売業は 100 人以下、その他 300 人以下である企業をいいます。

割増率の引き上げの猶予措置の取扱いについては、現在 厚生労働省において検討中です。情報が出ましたら、こちらでご案内をさせていただきますが、従業員の長時間労働を減らすのは事業主の意識一つともいえます。従業員の健康配慮も事業主の義務ですから、定期的に労働時間の集計表などを確認し、恒常的に残業が多い方には声をかけるなどして過剰な長時間労働は避けることを心がけましょう。

● 編集後記 ●

「オラクルカード」ってご存知ですか？タロットカードのようなもので、世界の女神のカードが約 80 枚あり、引いた人へのメッセージが込められているもの。「ヨガベリーストレッチ」教室で先生を囲んでクラスみんなでやりましたが、不思議なことに引く人皆にピッタリなメッセージが出てくるのです。ちょっと怖いくらい。私は、「周りに力を借りるなどして、自分の時間を少し作ってみよう」でした。2014 年、このように良い変化があるといいなと願っています。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)